

笠置町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 23年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
24	1,608	1,349,757	51,425	346,816	25.7	27.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体 (1-2) 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24	42	133,131	19,724	47,392	200,247	4,768	5,330

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

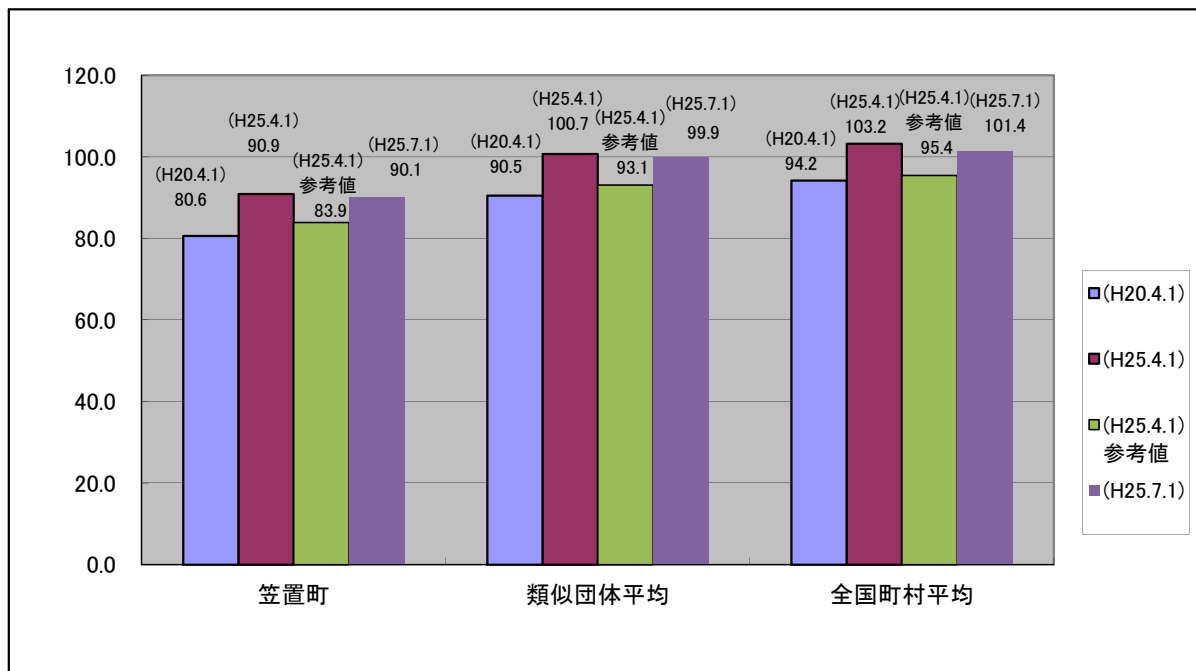
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	給与水準（ラスパイレス指数）がもともと低いため
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
(手当)	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

※ 本町に人事委員会はありません

①月例給

区分	人事院の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事院の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	44.5歳	298,223円	344,954円	325,535円
京都府	44.2歳	339,515円	430,067円	389,913円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	376,257円 (405,463円)	—
類似団体	42.4歳	303,724円	344,876円	330,486円

②技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種
笠置町	55.8歳	1人	291,900円	322,900円	322,900円	—
京都府	52.8歳	329人	353,790円	407,298円	389,797円	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円	309,534円	—	—
類似団体	50.6歳	79人	269,866円	296,433円	285,100円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22～24年の3カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	31.1歳	211,500円	261,530円	225,677円
京都府	—	—	—	—
国	43.3歳	345,923円 (374,068円)	412,410円 (444,869円)	—
類似団体	39.2歳	283,621円	324,792円	306,505円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	44.4歳	269,550円	311,708円	285,487円
京都府	—	—	—	—
国	41.1歳	304,299円 (325,848円)	344,687円 (368,214円)	—
類似団体	40.5歳	276,281円	295,160円	285,341円

⑤看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	31.6歳	220,600円	261,415円	229,350円
京都府	—	—	—	—
国	46.0歳	299,098円 (314,592円)	327,740円 (344,120円)	—
類似団体	41.9歳	292,762円	327,301円	305,330円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		笠置町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200円	179,700円	163,987円（172,200円）
	高校卒	140,100円	145,400円	133,418円（140,100円）
技能労務職	高校卒	140,100円	142,300円	—
	中校卒	—	—	—
税務職	大学卒	172,200円	—	—
	高校卒	140,100円	—	—
福祉職	大学卒	172,200円	—	—
	高校卒	140,100円	—	—
看護・保健職	大学卒	172,200円	—	—
	高校卒	140,100円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

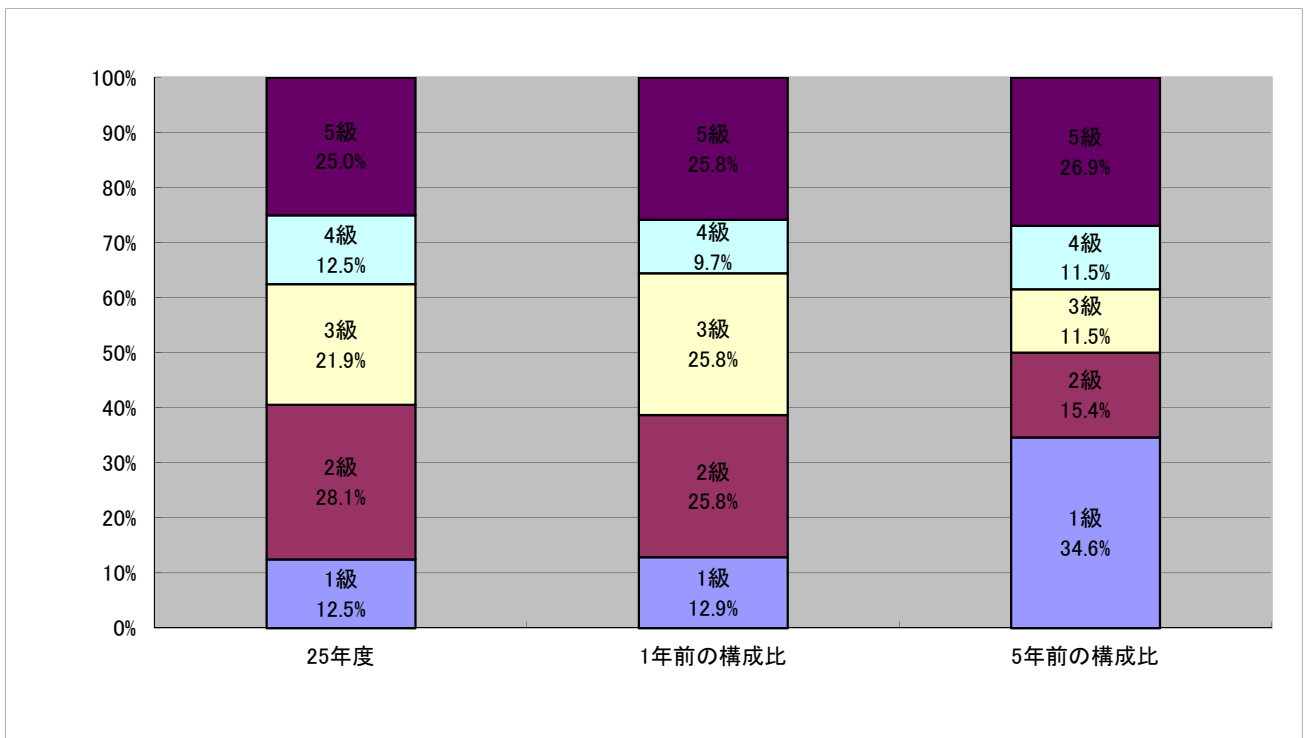
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	280,550円	—	—
	高校卒	—	—	232,800円	353,600円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中校卒	—	—	—	—
税務職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	198,200円	—	—	—
福祉職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
看護・保健職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事補、主事	4人	12.9%	135,600円	243,700円
2級	主任	9人	25.8%	185,800円	309,200円
3級	主査	7人	25.8%	222,900円	356,400円
4級	課長補佐	4人	9.7%	261,900円	390,100円
5級	課長	8人	25.8%	289,200円	402,500円
6級	参事	0人	0.0%	320,600円	424,600円

- (注) 1 笠置町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施している

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

笠置町		京都府		国	
一人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,170千円		一人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,603千円		-	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算	5、6級 10%	職制上の段階、職務の級による加算措置		職制上の段階、職務の級による加算措置	
	3、4級 5%	・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
管理職加算	なし	・管理職加算	10%、20%	・管理職加算	10%～25%

(注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合である。

【参考】 勤勉手当の勤務制実績の反映状況 (一般行政職)

実施している

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

笠置町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.9550月分	勤続25年	32.83月分	38.9550月分
勤続35年	46.55月分	55.8600月分	勤続35年	46.55月分	55.8600月分
最高限度額	55.86月分	55.8600月分	最高限度額	55.86月分	55.8600月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%～20%加算			2%～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
11,832千円		千円			

(注) 退職手当の1人あたりの平均支給額は、24年度中に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全町	0%	0人	0%

※ ただし人事院規則9-49 別表第1に定める支給地域に勤務する者を除く。

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	—
支給職員1人あたり平均支給年額（24年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	—
手当の種類（手当額）	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	8,767千円
職員1人あたり平均支給年額（24年度決算）	236,939円
支給実績（23年度決算）	9,071千円
職員1人あたり平均支給年額（23年度決算）	283,462円

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給1人当たり平均 支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	—	6,574千円	205,422円
	2人目まで 6,500円				
	3人目以降 5,000円				
住居手当	借家（家賃に応じて） 最高27,000円	同	—	1,461千円	24,342円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額（55,000円限度）	同	—	2,700千円	87,113円
	交通用具利用者（距離2km以上） 2,000円～24,000円				
管理職手当	課長級職員 給料×8%	同	—	3,369千円	336,856円

5. 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	670,000円	(670,000円)	(参考)類団における最高/最低 840,000円/230,400円
	副市区町村長	585,000円	(585,000円)	705,000円/385,000円
	収入役	—	(—)	—
報酬	議長	270,000円	(270,000円)	395,000円/140,000円
	副議長	190,000円	(190,000円)	310,000円/115,000円
	議員	170,000円	(170,000円)	290,000円/100,000円
期末手当	市区町村長 副市区町村長 収入役	(24年度支給割合) 年間 2.95月分		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 年間 2.95月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	給料月額×530/100×在職年数	14,204千円	任期ごと
	収入役	給料月額×315/100×在職年数	7,371千円	任期ごと
		—		

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

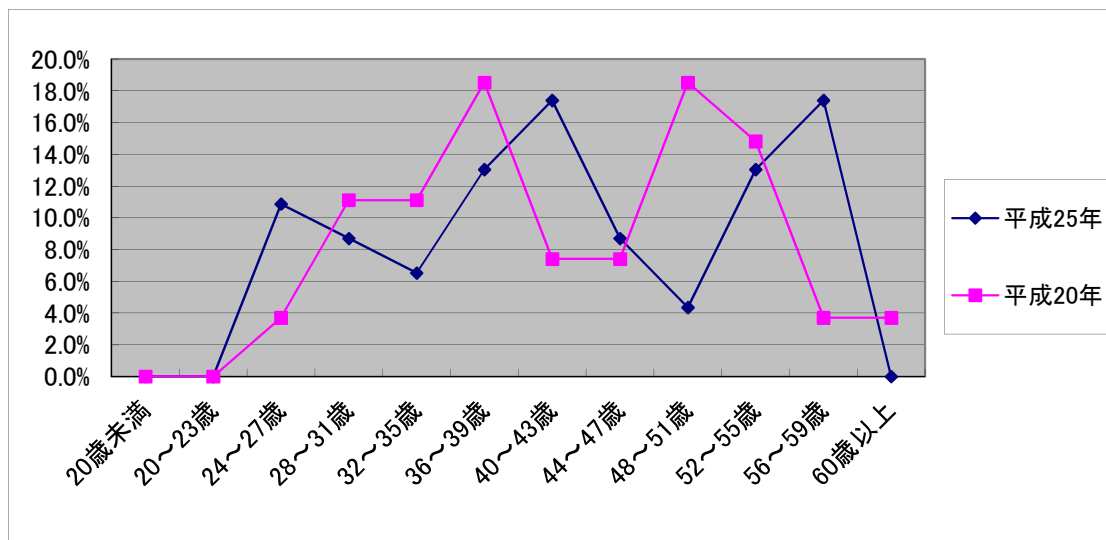
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	10	10	0	
		税務	4	3	1	育児休業取得職員1名のため1名補充
		民生	13	12	1	職員補充
		衛生	3	3	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	3	3	0	
		土木	3	3	0	
		計	40	38	2	【参考】人口1万人あたりの職員数 248.76人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.12人)
	教育部門	3	4	△ 1	再任用職員1名退職(不補充)	
小計	43	42	0	【参考】人口1万人あたりの職員数 267.41人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.32人)		
公営企業会計部門	簡易水道	1	2	△ 1	公営企業人員適正化のため	
	国民健康保険	1	1	0		
	介護保険	1	1	0		
	小計	3	4	△ 1		
合計		46	46	△ 1	【参考】人口1万人あたりの職員数 275.61人 [48] [48] []	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年職員齢別構成の状況(平成25年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 0	人 5	人 4	人 3	人 6	人 8	人 4	人 2	人 6	人 8	人 0	人 46



(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政職	35	37	38	39	38	40	5人 (14.3%)
教育	5	4	4	4	4	3	△2人 (△40.0%)
普通会計計	40	41	42	43	42	43	3人 (7.5%)
公営企業等会計計	4	4	4	4	4	3	△1人 (△25.0%)
総合計	44	45	46	47	46	46	2人 (4.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7. 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	(参考) 平成23年度総 費用に占める職員給与 費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
24	37,750	2,425	10,305	27.3	30.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
24	2	6,017	2,214	2,074	10,305	5,153

(参考) 平均一 人当たり給与費
千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ) 特記事項

特になし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠置町	36.1歳	251,600円	431,903円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア) 期末・勤勉手当

笠置町		笠置町（一般行政職）	
一人当たり平均支給額（平成24年度）		一人当たり平均支給額（平成24年度）	
1,045千円		1,170千円	
（平成24年度支給割合）		（平成24年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
（1.45月分）	（0.65月分）	（1.45月分）	（0.65月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
役職加算	5、6級 10%	役職加算	5、6級 10%
	3、4級 5%		3、4級 5%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

イ) 退職手当（25年4月1日現在）

笠置町			笠置町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.9550月分	勤続25年	32.83月分	38.9550月分
勤続35年	46.55月分	55.8600月分	勤続35年	46.55月分	55.8600月分
最高限度額	55.86月分	55.8600月分	最高限度額	55.86月分	55.8600月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%～20%加算			2%～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			11,832千円		

ウ) 地域手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）				—
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）				—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率	
全町	0%	0人	0%	

エ) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	—
支給職員1人あたり平均支給年額（24年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	—
手当の種類（手当額）	—

オ) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	1,768千円
職員1人あたり平均支給年額（24年度決算）	883,807円
支給実績（23年度決算）	2,125千円
職員1人あたり平均支給年額（23年度決算）	1,062,373円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円	同	—	390千円	195,000円
	2人目まで 6,500円				
	3人目以降 5,000円				
住居手当	借家(家賃に応じて) 最高27,000円	同	—	—	—
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度) 交通用具利用者(距離2km以上) 2,000円~24,000円	同	—	73千円	36,600円
管理職手当	課長級職員 給料×8%	同	—	—	—